

「国旗損壊罪」法案に反対し、その廃案を求める声明

内閣総理大臣 高市早苗 殿
衆議院議長 森 英介 殿
参議院議長 関口昌一 殿
法務大臣 平口 洋 殿

2026年7月1日
〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 1-33-9
包括宗教法 人 日本キリスト改革派教会
大会 宣教と社会問題に関する委員会
委員長 弓矢健児

現在、国会に提出され、6月30日に衆議院本会議にて強行採決された「国旗損壊罪」法案に対し、私たちは深い憂慮と抗議、反対の意を表明します。

私たちは、かつての日本の教会が国家の全体主義化や侵略戦争に積極的に協力してしまった罪を告白し、国家に対する教会の自律性を主張してまいりました。国家的権力が絶対化され、人権が脅かされる時には、毅然として抗議することが平和の福音に生きる教会の使命です。この歴史的悔い改めと信仰的立場から、私たちは以下の理由により本法案に強く反対し、その廃案を求めます。

1. 思想・良心の自由、表現の自由の侵害と、深刻な萎縮効果

本法案は、日本国憲法が保障する「思想・良心の自由」(第19条)および「表現の自由」(第21条)を根本から脅かすものです。国旗に対する思いや感情は個々人の内心の問題であり、刑罰(2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金)をもって国旗尊重の感情を強制することは、国家による特定の思想・価値観の押し付けに他なりません。また、国際人権団体からも同法案が、日本も批准している国連の自由権規約第19条(表現の自由)に抵触するおそれがあると強い危惧が表明されています(朝日新聞 [2026年5月17日])。

さらに、「著しく不快または嫌悪の情を催させる方法」といった曖昧な処罰基準は、罪刑法定主義の原則(憲法第31条)に反し、政治的な抗議や風刺など、本来保障されるべき正当な表現活動に対し過剰な萎縮効果をもたらします。なお、他人の所有する国旗の損壊については現行の器物損壊罪等で対処可能であり、あえて思想や表現を縛るような新たな処罰規定を設ける「立法事実」は存在しません。

2. 国家神道体制の反省を忘却する、国家の「全体主義化」への危惧

私たちの教会は、戦時下に天皇を現人神とする国家神道儀礼への迎合を拒絶しきれなかった罪を悔い改めてきました。国家の象徴を絶対化し、法律による処罰の威嚇をもって国民に敬意を義務付ける本法案の姿勢は、多様な価値観や異質なものを排除する「全体主義国家」への回帰の道を再び歩み出すことに他なりません。

国家が国民の内面にまで介入し、異論を封じ込めようとするとき、そこに待っているのは分断と抑圧の社会です。私たちは、神の前に与えられた良心の自由が、このような法律によって侵されることを深く憂慮し、危惧します。

3. 「戦争国家」へと向かうことへの危険性

聖書が語る通り、「剣を取る者は皆、剣で滅びる」のが歴史の真理です。しかし今日、平和問題が軍事的安全保障の問題にすり替えられ、再び戦争遂行を可能とするような法整備が進められています。国旗損壊罪の創設は、単なる器物損壊の問題ではなく、国民に国家への無批判な従順を強要し、国家権力の暴走を許す精神的土壌を作り出すものです。それはかつて日本が歩んだ悲惨な「戦争国家」への道標に他なりません。真の平和は、力や刑罰による支配ではなく、正義と公正と隣人愛によってこそつくり出されます。

以上の理由から、日本キリスト改革派教会は、本法案の危険性を強く指摘し、反対を表明します。国会におかれては、各界からの懸念や歴史の教訓に真摯に耳を傾け、本法案を直ちに廃案とするよう要請いたします。